

継続取引一括輸出承認(一括輸出承認)制度の骨子

【対象貨物(6品目)】

- ①アセトン、②エチルエーテル、③エチルメチルケトン、
④塩化水素の水溶液、⑤トルエン、⑥硫酸

新規申請

※電子申請

【承認の要件】

- ① 承認申請日前1年間に6件以上又は承認申請日前の3年間におけるそれぞれの1年間に2件以上、同一の規制物質、同一の買主、同一の荷受人向けに輸出承認証を取得して輸出を行っている者(取引の反復継続性)
- ② 社内輸出管理体制が整備されている者(組織の管理体制(業務・責任の分担))

一括輸出承認証取得

有効期限:3年

更新申請

※一括輸出承認証の有効期限満了日の3ヶ月前の日から申請可能

※電子申請

【承認の要件】

- ① 取得済み承認証で、年間6契約以上又は更新日前の3年間におけるそれぞれの1年間に輸出契約件数が2件以上の輸出実績がある者
- ② 社内輸出管理体制が整備されている者(組織の管理体制(業務・責任の分担))

一括輸出承認証取得(継続)

有効期限:3年

【個別輸出承認制度との相違点(追加条件等)】

1. 社内管理体制が整備されていること

- ① 承認申請時に、輸出管理の最高責任者、取引の最終判断者、該非判定の責任者の登録を行い、整備されていることを証する書類を提出すること
- ② 承認申請日(更新日)前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類を提出すること

2. 輸出関係書類は輸出時より5年間保存すること

3. 外為法違反によって承認が取消される場合があること

4. NACCSでの点検により疑義が生じた場合に、関連資料の提出を命じられる場合があること(事後報告)

5. 申請者は本人(法人の場合は代表権を有する物に限る)であること